

對馬藩寛文の改革について：大浦權太夫の失脚

檜垣，元吉

<https://doi.org/10.15017/2335117>

出版情報：史淵. 62, pp.68-92, 1954-09-15. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

對馬藩寛文の改革について

大浦權太夫の失脚

檜垣元吉

江戸時代の幕藩体制下に於ける諸藩の中にあつて、對馬藩は其の地理的社會的性格に於いて最も顯著な特質を有するものであらう。而して江戸時代初期の對馬藩政史上先ず注目すべきものに寛文四年を頂點とする藩政改革がある。この改革はわが西埵の小藩が後期封建社會の初頭に當つてその課せられたる問題を如何に解決したかを物語る點に於いて又後代に少なからぬ影響を與えた點に於いて特に留意すべき事象である。

近世の對馬にとつて一つの分水嶺をなすこの改革の遂行に當つて最も重要な役割を演じたのは大浦權太夫と稱せられる人物で、我々は先ず此の人物の本質と、それが如何に改革に作用したかを研討しなければならぬ。

大浦權太夫の登用

殆んど總べての藩政改革がそうである如く、對馬寛文の改革も先づ改革を必要としたものは藩の財政窮乏であつた。

文祿慶長役が對馬藩に與えた影響は深刻なものがあ^{註一}り、此の戦鬪が對馬の上下に與えた創痕は容易に癒えず寛永十二年に起つた柳河騒動の如きも藩の支配機構が統制力を失つたことを示す一例であらう。

而して文祿慶長役の經濟的破局が現われたのは萬治元年藩主義眞の頃で此の年を以て輕輩にすぎなかつた大浦權太夫が特に知行を與えられ、一藩の財政を掌握することゝなるのである。

即ち當時藩債は數百萬兩に上り、參勤交替の途上大阪に於いて銀主仲間の者共は藩主の駕籠の跡先きに取り付き進退谷

まる有様であつたことは權太夫が自から言上書に記すところであり、義眞の傳である天龍院公實錄にも明記されている。^{註二}
藩政の建て直しを必要とした史料に關しては此處には述べないが、權太夫が何故に登用されるに至つたか、その拔擢の事情を物語る史料は極めて乏しく今日その詳細を明らかにすることが出来ない。權太夫失脚するや不調法、不作法なる權太夫の事蹟を記録するに及ばずとされ、而かも史料は公表されることを喜ばれなかつたから、今日正確な事實を把握することは困難である。

註一 「對馬藩の奴婢と被官」(九州文化史研究所紀要一) 參照

註二 この事實を裏書きする今一つの史料は藤堂大學の權太夫救

援の爲の質問に對して反駁の目的を以て用意された藩當局の記録であつてこの事件を權太夫の策畧に歸している。即ち銀主から藩債返却を迫られた權太夫は

此銀返辨有之様こと存候ハ、當時對馬守殿御入國之刻、銀主中間より大勢人を出し、對馬守殿之乗物に取付キ訴訟申候へ、此時

年寄共を出し理有之共聞付不申、猶以理申候ハ、我等罷出借銀請合可申候、其節承付候とて罷歸候へ」
と一場の芝居を仕組んだ。その結果
「屋敷之前後左右に晝夜ヲかまハす相詰せい、と訴訟ヲ申候」
という有様となつたと云うのである。眞偽は何れとも決し難いが何れにせよ藩財政の行詰りを物語る點に於いては結果に於いて同じである。

先ず大浦の出目であるが、今日ではその出生すらも明らかでない。唯商賣功者のものとして前藩主義成時代から既に手腕を認められていたことは確かであり彼の政治的活動の重要な背景を爲す藤堂大學^{註一}の書狀にも

「先對馬守殿(義成)御代より借銀返辨難成儀ニ候處、權太夫才覺を以て十ヶ年之成崩(なしくずし)ニ仕り利分をすてさせ候」云々

とあり、相當巨額の債務のうち利子を除き元金の十年賦返濟で銀主を納得せしめたと云うのであるから、既に當時から手腕家として知られていたものに相違ない。彼を誹謗する者が「右之通ニ仕成しじねんと只今之役目申付候様ニ仕立候」と稱しているのは改革者としての彼の登場が一面必然性を持つものであつたことを物語るものと云えよう。

併し彼の登場には宗氏と密接な關係ある藤堂高次が重要な役割を演ずることとなる。

當時對馬藩の重臣中には殆んど人材なく難局を擔當する者の殆んどなかつたことは權太夫がその最後に當つて屢々述べているところであり、權太夫失脚に當つての多くの史料を見ても確乎たる信念と氣魄を示す器量あるものは見當らぬように思われる。

權太夫の名が漸やく現われるのは彼の處刑に先立つこと十二年、承應二年小番に任命された頃からであるが、彼が天龍院義眞の時代に當つて現われるのは、萬治二年で藩の日記十一月廿八日の條に「大浦權太夫成友ニ御知行被下」とあるのが初見である。彼が財政の樞機を握つたのはこの時からで彼の活躍はこれ以後の七年間である。彼が御納戸銀千四百貫を預けられたのも此の時からであり所謂「權太夫支配」が始められたのである。

併し彼が眞の獨裁權の確立の必要を感じ、而して之を獲得したのは更に四年後の寛文二年、失脚刑死の四年前であり、その意味に於いて大規模な彼の改革は極めて短時日に遂行されたのである。

祿制と土地制度の根本的改革を前にして強烈な抵抗を豫想した彼が據り所としたものは先づ藩主の權威であり當時猶弱少にして酒癖ある義眞に依存することは不安を免かれないから、最後のきめ手として選んだのが藤堂高次だったのである。

寛文二年の當時藤堂高次が、猶此の無名の財政改革者を知らなかつたことは高次が「先對馬守（義成）殿代には名苗字も聞き及んだことはない、義眞の御頼みの時大浦權太夫と申す名、苗字を聞いたのが初めてである」と言つて居るのを以ても知られる。^{註一}

註一 藤堂大學頭名は高次藤堂高虎の子、元和十一年七月廿二日

從四位下待從に任じられ大學頭と稱した。寛永七年父高虎

卒して家を繼ぎ、伊勢國安濃津城主、三十二萬三千石を領し、寛文九年九月廿九日致仕、延寶四年十一月十六日七十

六歳を以て没した。彼が對馬藩の藩政に發言權を有したの
は婚姻關係に基ずくものと推定される。藤堂氏は外様大名
ながら徳川氏に對して大功あり、對幕府の關係に於いても
重要な意義を持つ人物であつたと思われる。

註二 右申上候様ニ誠ニ大分之借銀御座候而、對馬頭殿江戸參勤

獨裁權の確立

最初藩の全權を委ねられるのを權太夫は躊躇したらしく、藩主及び義成夫人がその説得方を藤堂高次に依頼することゝなつた。權大夫が承諾しなければ御手打にもなり兼ねない勢いであつたらしいが、彼は此の時その絶對的地位に關する最大限度の裏付けを要求した。即ち高次の御墨付はその方は役目之惣下知者なるが故に、下知の下にある者が万一異議を唱ふることは直ちに藩主に申し入れて處罰すべきこと、對馬守より特に依頼された上は、自身が反對者を處理しようと言うのである。

權太夫は藩主にも同様の要求を行い、國中善惡共にその政策を批判しない様侍中をして連判せしめてゐる。藩の日記に「大浦權大夫儀ニ付大小姓連判之書物相認」(寛文二、三、十八)とあるのはその現われであらう。^{註二}

要するに以上の事實は獨裁政治の爲の準備である。事實彼は改革に當つて身分的には彼と格段の差異ある重臣にも、時としては藩主とも十分なる連絡をとらなかつたようである。^{註三}

註一 大浦權太夫役目之儀、藤堂大學頭殿被仰聞候處御請申上候
以後御自筆を以權太夫被仰付候二月廿五日之御日付ニ而御
自筆御狀一通有之

此役目之儀後日如此成行可及大事ニと權太夫致遠慮達而役
目之斷對馬守殿へ申上候ニ付養玉院殿對馬守殿より權太夫

之刻、大坂之藏屋敷又は道中迄も銀中間之者罷出、對馬守
殿駕籠之跡先ニ付起居申候節は對馬守殿ニ難儀被仕候得共
家中年寄共之儀ハ不及申上、誰有而一言も申出候者無御座
候、拙子罷出致相對、銀中間之者ニ合點仕せ申候

役目之儀是非御請申上候様ニ被仰付被下候様ニと大學頭様
江頼上申上候故權太夫儀被召寄役目之義達而被仰付候、若
其刻御請不申上候ハ、御手打ニも可被爲仰付と被爲思召上
候得共權太夫儀御請申上候ニ付御書付迄被爲成下候
去々年(注寛文三年)於江戸役目之御斷達而申上候ニ付而
大學頭様江被仰入御詞を被爲添有かたき御意を蒙り御請申

上候

(辰九月廿二日杉村采女允等書狀)

前畧 此權太夫と申候者、先對馬殿(義成)代に名ミヤウ
じも聞及たる事も無之、先對馬殿供可仕と申候間、何とぞ
我等ニ申とめくれ候へとさま／＼やうきよくぬん(養玉院
)殿對馬殿御たのみ候時大浦權太夫と申候名ミヤウしき、
申候かはつニ候(下畧)

權太夫ニやくめの義仕候へと申付くれ候へとこれも度々御
たのみ候故對馬殿我等御たのみ、かやうに御申候間念入
やくめいたしよく候ハんと我等も申候事下略

(十二月廿五日藤堂大學頭 書狀)

2 國中より權太夫義批判無之様ニと致才覺、御前様之御言葉
をかり、剩權太夫義ニ付而は善惡共批判不仕様に侍共ニ判
形いたさせ候へと對馬守ヲ頼申候故皆以判形仕候

(藤堂大學頭宛書狀)

専制支配に必要なものは次には警察權である。次に擧げる事項はさして強力なものとは考えられないが、權太夫は嫡男
權之助を先ず目付に任じ、専ら權之助を通じて政策を遂行しようとした。第三者からこれを批判すれば

「去々年(寛文三年か)權太夫望申候へ何も目付中より何ニ而も案内申聞候儀ハ權之助一人之口より聞届候様ニと願申
候故其通ニ申付置候へ共此儀不可然儀と存、内々々同意不仕余方より承候得ハ權之助申聞候段、一々正路なる事無御座
候、能々吟味仕候處權太夫手前之非ヲかくし申爲ニ兼而より思案仕望申たるにて御座候事」

と言われるようになり、顯著な獨裁機構が自ずから構成されて行つたのである。實現したか否か不明であるが更に進
んで「權之助(實際は權太夫の兄の子)ハ大目付役並取次役申付、權内(權太夫の實子であるが權之助の弟分である)に

前略 對州へ罷下傍輩共如何様之儀を申候共、少も心ニ不
掛有躰ニ差引可仕候、若又傍輩共之内指立何かと申者候ハ
ゞ定而對馬守殿爲能儀ニ而可有之候之間、其者ヲ早々此方
へ可差越候、様体とくと聞届候而之事ニ可致候、其方儀ハ
役目之惣下知者ニ候、下知下之者萬一異儀ヲ申候ハ、對馬
守殿へ早々申入急度曲事ニ可申付候、對馬守殿別而御頼之
上ハ右之通之者此方へ聞届候ハ、對馬殿へ申ニ不及召寄一
かと可申付候(下略)

(寛文二年二月廿四日藤堂大學頭書狀)

3

一、大浦權太夫御所務方差引之役被仰付置候處、御國中御
仕置等仕度之由、望候故左候ハ、年寄中江致談吟味相仕候
様ニと被仰付候得共年寄共と申談候儀を一偏ニ兼候而其身
一人として御仕置を改直シ、御内外共に一分之心を以仕候
(下略)

(辰九月廿二日 杉村采女等書狀)

も取次役致させ近習ニ召仕候様に」と藩主に要求している。

要するに少數の側近を以て秘密を保持し、司法権を自己に有利に操縦しつゝ一方批判的言論を封じながら、根本的問題を一舉に解決せんとしたものであらう。

改革の内容

大浦權太夫が義成時代から藩財政に關與したことは先きに述べたが既にこの時にも光雲院（義成）自筆の御墨付を得て然る後に藩債整理に着手していることは留意すべき事柄と言はなければならぬ。封建社會の機構の中にあつて彼の如き身分のものが事を行わんとするには先ず強權が必要であり、その爲には藩主の權威を自己の背景とすることが、而して之を確認されることが必要缺くべからざることであつたのである。

光雲院自筆の御書物と稱せられるものには

「大浦權太夫儀、朝鮮、大阪、長崎三ヶ所掛ヶ持ニ仕一ヶ年ニ右之三所ヲ廻リ候者、其時分ニより此方不自由なる儀も可有之事」

「權太夫義者とかく商賣功者之儀ニ候間、今度申付候様に彌諸方之差引可致事」

の二箇條が先づ擧げられて居り、彼が拘束されることなく縦横の活躍を爲さんが爲に、當初から藩主をして十分なる條件を承認させていることがうかゞわれる。

彼は實質的には財政に關する限り一藩の宰相ではあるが、藩が身分の上で彼を優遇したことを示す史料は少く失脚直前の寛文四年八月二日の日記に「墨繪之間御番帳」に加えられたことが見えている位のものであり、彼が藩から受けた俸祿の如きも言うに足りないものであつたらしい。彼が禁足されて後秘かに藤堂高次に送らんとした書狀によれば「拙子儀漸く切米七石之身上」であると稱してゐる。

徳川中期以後の藩政改革に於いては輕輩がその當時者であり、且つ改革の全權を委ねられた改革者は必ず身分的にも何かの扮飾が加えられ、家老類似の地位が與えられるのが常であるのに對して、權太夫の場合にはかゝる裏付けが殆んど行われなかつたことが極めて特徴的である、當時は猶後期封建体制の出發後間もない時期であり、身分的に彼を昇格せしめて一應風當りを防ぐことが實現不可能だつたのではないかと考えられる。

彼が「元金十箇年濟し崩し」の方策を以て藩債整理に着手したことは先に述べたが、彼が改革の第一着手として行つたことは藩庫の資金と藩主一族の御納戸銀を手中に收めこれを最大限に驅使して利潤を得んとしたもののものである。

註 對馬守納戸ニ有之銀子ヲ無殘權太夫方へ請取儘任置度之旨申

候 (中略) 納戸銀不殘渡被申候 (下略)

(辰九月廿二日杉村采女允等書狀)

一 連々御納戸銀預り申度之由、就望七ヶ年以來千四百貫目余

被爲預置候、(中略)此外或五拾貫目或百貫目又ハ三百貫目

無手形に請取候御銀、皆以盜取候、依之上納難成候、此外

少ツ、度々ニ請取候御銀之儀ハ不及書載事

一 御姫様之御銀ニ利潤相加へ可差上之由ニ而請取度と就望被爲渡置候 下略

一 若殿様之御銀大分在之候處、是も預り申度と申上午前ニ請取候處 下略

一 三條様之御前様之御銀員數等不相知有之候ヲ其身支配ニたり殿様御借銀之内ニ仕置、上方江被差登候御代物之内ニこめ置候 下略

公私混淆の嫌いがあつたことが豫想されるが、これ等の資金は長崎の對支貿易、及び釜山の倭館を據點とする對朝鮮貿易に流され又江戸及び京坂町入に貸し付けられ少くも權太夫の計畫によればそれ等の資本は最も有利に回轉され、藩財政と或は彼自身の殖財の爲に投資されていたことは疑いない。陶山訥庵が「訥庵文章」に於いて「萬治元年ヨリ大浦權太夫餞穀ノ事ヲ支配シ、朝鮮トノ交易ノ利分往昔ニ勝レルコト多シ」と記しているのは一應對鮮貿易の成功を認めた資料の一つである。

註一 殿様御銀之内より自分ニ長崎口之白糸商賣仕候義、役義ニ

不似合儀、曲事千萬之事

一 背御行規尹通事方より自分ニ人參大分買取商賣仕候、舊冬

譯官渡海之時、尹通事方より權太夫自筆之手形指出し儘相

知レ候事

拙子只今之仕合ニ御座候間堺之者共方より返辯可仕と奉存候

2 一御姫様御銀九貫目御座候ヲ堺之者ニ借シ置由候間、毎年利

足取申候故只今貳拾八貫目余り罷成居申候

京都三條様奥方之銀も何とぞ利足付差上ゲ度奉存是も借し置申候へとも右同然ニ返辨可仕と奉存候。

彦満様御銀も今年より借シ置申上候得共、右兩様之御銀も

(寛文四年十月十七日小野藤右衛門宛權大夫書狀)

檢地

對州藩寛文の改革の核心を爲すものは、所謂土地國有均田政策を地方知行に切り換えた祿制改革であるが、その前提として萬治から寛文にかけて檢地が行われた。義智時代の慶長六年檢地、義成時代の寛永十四年の田畠改をつぐものであつた。檢地の行われた期間について寛文元年より二年に至る二箇年間であるとする説もあるが後述する如く、相當錯雜した状態にある檢地が僅か二年間に遂行し得たか否か疑問で、藩の日記にも明確な史料がない爲今かに断定し得ないが、暫らく萬治三年より寛文三年迄の四年間であるとする史料に従つておくこととする^{註一}

此の檢地が如何なる基準に基ずいて行われたかが次に問題であるが、これも現在適確な史料を把握し得ない。唯大竹虎雄氏がその「嚴原藩の間尺法」(農藝經濟研究四ノ三)に寛文の檢地に使用された檢地竿は四尺八寸であつたとされて居るが、これに關しては異説を傳える史料もあつて一應の疑いを存しておきたい。

唯對馬藩の元祿時代を代表する碩學藤内藏助齊延の編輯した「知近錄」によると畠は六尺竿、屋敷地は四尺竿を以て丈量したらしく、同書によると當時この外に畠は六尺五寸竿屋敷地は四尺八寸竿を用いたと稱する説もあつたと思われるから疑問を存しておく方が妥當であると信ぜられる。

併し何れにせよあらゆる檢地がそうである如く、寛文檢地の場合にもこの事業は藩財政建て直しの爲であり、藩庫の充實の爲のものであつたことは疑を容れぬところであり、殊に従來極めて曖昧な状態でしか掌握し得なかつた木庭作地の檢地が行われたことは新に貢納の義務を豫想しなければならぬ農民、或いは現地支配者の脅威であつたに違いない。

更に神社領に至る迄新たに課税されるようになったことは此の檢地の目的を明瞭に示すものである。
即ち前掲「知近録」が

「寛文之檢地ハ古間より間高増たる也。社領之掛り物有る地面を受得たる人も自分之間高に加へて高を倍（まさ）ると云い又「寛文之檢地之時先田畠不殘物成高を積り揚て、御國之惣高を見ラル」

と記してゐるのを以てその邊の消息は窺える。

註一 「寛文元年より二年に至、八郷檢地仰せ付けらるゝ或る書

萬治三年庚子より寛文三年癸卯迄四ヶ年之間ト有り、同四

年申辰ニ物成仕付け相極まると有り

此の時之檢地之間尺を新聞ト云う。上ニ畠以下田木庭蒔目

を以て間尺を極むる事古間ニ同し」

註二 藤内藏助齊延、寛文元年嚴原に生れてゐるから彼の著作と

寛文改革との間隔は約三、四十年で、一應彼の記録は權威

而してこの檢地の結果に基づいて「新檢上畠廻し」と稱せられる税法が打ち出されるのであるが、「知近録」には次の

如くに記されてゐる。（原漢文）

「凡そ田畠木庭を上々・上・中・下四之位に分ち上畠を以て定法とする也。

上畠一步者種麥五勺蒔程五勺ハ古升を以て云う
古升ヲ八十合升ト云う也之を壹厘と謂う

五合蒔之を壹分と謂う

五升蒔之を壹寸と謂う

五斗蒔之を壹尺と謂う

註三 「檢地算法

ありとしてよい。「知近録」は九冊本で好史料であるが、未

だ零本しか見ることが出来ず、利用し得たのは第四冊檢地

知行の部分丈けである。

○凡畠壹坪六尺四方也、六尺五寸等ヲ用ト云ハ近代ノキ、

屋敷壹坪四尺四角也四尺八寸等ヲ用ト云ハ近代ノ沙汰歟」

四尺之を壹間と謂う 壹間へ貳石時
四千坪

「新檢上畠廻し」とは上畠の麥物成りを基準とした新税法で對馬に於ける農業、土地制度の特質をよく現わすものであるが、此の新税法と殆んど同一の夫れが南北朝時代の中村彈正忠頼次によつて創設されたと云う所傳がありその眞偽はともかくも、この新制度が何等かの歴史的背景を持つものであつたことも一應は留意すべきことと思われる。

註「對馬島誌」二二七頁中村彈正忠頼次條。

改革以前の情勢

改革實施以前の狀態が如何なるものであつたかに關しては十分な史料を有しないが、改革前夜の對馬の土地制度が耕地均分と云うが如き徹底した政策を必要とした程度に迄難解なる問題を包藏していたことは斷片的史料によつても窺える。

中にあつて最も明白に浮かび上つて來るものは富農の土地兼併で、並百姓、下百姓が耕地を失つて富民に隸屬しつゝあることを物語る史料が最も多い。従つてこの新土地政策が社會政策的一面を持つものであつたことが先づ認められる。

猶この外後に祿制改革に關して述べるように知行地を與えられて現地を支配しつゝある上級藩士の所領に於ける稅率の不統一、特に課稅の對象としてその實態を把握し難い木庭造り地の問題、及び當時に残されていた物納制、及び賦役労働等の前代的遺制等の清算が必要とされていたもの如く、權太夫が藤堂大學の家臣に送つた書狀によれば、賦役の爲に城下に赴くこと年間四五十度であつたが改革後は壹ケ年七八度に減少したと云い、この賦役が農耕の防げとなると云う如き極めて明瞭な矛盾の如き、又貨幣制度がかなりに滲透して既に金納が利便であるにもかゝらず猶物納制が維持されていると云うが如き、以上の様な主として前代的性格を持つた蟻根錯節の累積がこの冒險を敢てせしめる壓力となつたものであると思われる。

註 此以前は公役目ニ付城本江年中ニは四五十度程究在郷より

罷登り申候處に、只今は壹ケ年に漸七八度ならてハ罷登り

不申候ニ付、耕作其外之かせぎ等、心安仕候、其上此以前之儀は納物皆以其色ニ而納申候處ニ、只今ハ百姓手前ニ而其色ヲ賣申候間、代銀ヲ納申候故殊外百姓勝手能御座候

（寛文四年十月十七日小野藤右衛門宛大浦權太夫書狀）

祿制改革

後期封建社會初期の諸藩に共通に現われる現象として藩士の知行地支配を止め、藩當局の直接支配下に置くことが見られる。この措置は藩制確立の條件としての權力集中の爲に必須的なものであり、且つ兵農分離の性格をも帯びて居る點に於いて、この政治的轉換は重要な歴史的意義を持つものである。

寛文二年檢地が終了するや、七月十二日祿制改革計畫書が藩當局に提出されたらしく同年の「毎日雜記」同日の條に「郡奉行より村分之もくろみの書立年寄中へ差上候ヲ大浦權太夫持參被申候」とある。このもくろみの書立が知行に關したものであるらしいことは、同月廿三日條に知行取の支配下にある被官に關して、従來は藩當局とは直接の貢納關係を有しなかつたのであるが、自今一般の貢租負擔者と同等の取扱いを爲すべきことが令せられていることからも知り得られる。^註

この上級藩士の地方知行廢止と云う出來事は、今日考えても劃期的な事象で到底抵抗なしには爲し得られぬ變革であつた。併しこの政策が一應遂行されたところに大浦權太夫等を中心とする改革の主体が絶對的強權を有していたこと、且つその背後に一つの歴史的必然が存在していることが推測される。

註 知行取之面々々へ被官致所持罷在由ニ候、被官も有之而ハ

聊此方之役儀不相勤、皆以其地頭也儀を專と仕由ニ候、此段

きこへざる儀と存、いづれニよらず在郷又内之者、公役人同

然ニ役目相勤候様に郡奉行急度申付候様可申渡旨權太夫ニ申

付候、知行取之者共も得其意被官共自今以後無疏公役勤候へ

と在之 下略

（寛文二年「毎日雜記」七月廿三日條仰せ出し）

「祿制改革の骨子に關して「對馬紀略」には次の如く記されている。

「寛文二年上士馬廻の地行を止め、銀子を以賜ふ。これを石銀と云」。

即ち寛文二年十二月廿七日上士の地方知行を止め土地は收めて公有とし藩庫に於いて祿銀を給するの制が布告された。^{註一}その換算率は百石に付四拾目であるが、藏前知行は四階制で二百石・百五拾石・百石・七拾石の階層に分けられ、且つ諸般の事情が參酌されて、要職にあるものは五間で二百石、或は四間で百五拾石ともなり、年少者其他で現在職を有しない者などは石高を少く換算され概して一定の加増が行われた。

註一 萬治元年大浦權太夫をして、錢穀の事を支配せしむ。利を斡

註二 地方之知行ニ而百石四間ニ而百石と定、帳面を取立府中務

する之才有るを以て也。寛文二年上士の賜田を罷め、倉に
就きを給して以て之れを石銀と謂う。貞享以來買米を給す
之れを石米と謂う。祿數之増加既往に半倍す。

之人當時御用ニ立人ハ五間ニ而貳百石トモ成リ、四間ニ而
百五拾石共なれり。當時御用ニ茂不立、或ハ幼稚之人は地
方間多分トテモ御藏前石高ハ少クシテ後に加増有る事ニ定

萬治元年大浦權太夫に支配役を命ず、利倍之才ある故なり。
寛文二年上士馬廻の地知行を止め銀子を以賜ふ。これを石銀
と云。貞享以來買米を賜ふ。これを石米といふ。祿來のまし
かふる事以前より半分もまじたり。

マル。御藏前之知行高四段ニ定メラル。貳百石・百五拾石
・百石・七拾石ト定メラル。
〔「知近録」〕

此の場合知行地を有したものは殆んど馬廻り格の上士であつたから改革の第一着手として先づ上層武士を對象とする土地公有制が實施されたと言つてよいわけである。

當時在府の士四百四人、祿米六千三十石（「改訂對馬島誌」）と稱せられるのであるが、「知近録」によれば「地方知行御藏前ニ而被成下タル人數は二十四間壹尺令五分切米十石宗出雲以下、六寸九分三切米一石末松平兵衛迄九十六人であつた。（中に在つて宗出雲は後年大浦權太夫の支持者として注目すべき事件を起している人物であり、權太夫の嗣子權之助は六間零三分切米五石大浦權之介として記載されている。）

一方この改革を藩士側から眺めた場合には何うであつたか、從來は地頭村と稱せられる現地に在住して、中世的自然經濟的生活を送つていた彼等は、忽ちそれ等の環境から切り離され「數代之被官、並びに知行附きの被官をも召し上げられて結局は城下町に轉住しなくてはならぬこととなるわけであり、操作に相當の手心が加えられたことは以上に述べた通りではあるが、高二百石を超える者は三つ成の法によつて制約せられ、又「知行目三つならし」の法が存して、百石に付き七石を差し引かれることもあつて、結局はこの經濟生活の切り換えは大多數の武士達を甚だしく迷惑せしめたのであつた。

且つ祿百石を四拾目に換算した所謂石銀を支給せられた武士は、藩米を五十目、六十目で買わせられると云う矛盾に當面する等錯綜した事態は、それ迄改革を不安の裡に拱手傍觀するに過ぎなかつた武士、特に上士達をして何等かの意志表示をなさないではいられぬ境地に追い込んだものと考えられる。^註

註 一侍共之知行相改候との儀ハ前々地方ニ而所務仕候時分ハ物成少ク御座候ても、馬草炭薪肴野菜等用所ヲ達其上普譜なと仕候節ハ竹木夫つかい迄も自由ヲ調勝手能御座候處、地方之所務ヲ改なおし、藏前より相渡候、尤少々加増之様ニ相見へ候得共、知行目三ツならしと名付、百石ニ付七石宛現物成之

内よりもあいヲ引候故、漸ニ三ツニ當リ申候、其上ニ而百石ニ付四拾目ツ、之直段ニ致し銀子ニ而渡し置、藏之米ヲ五拾目六拾目ニ仕家中へ買せ候故、彌以何茂迷惑仕候、就夫數代之被害併知行附之被害をも召上、是ヲ又致迷惑候もの共多ク御座候事

寛文甲辰の地分け

以上に述べた檢地、祿制改革は結局は土地公有政策の一環で祿制改革の行われた翌年寛文三年には更に八郷給人足輕知行の召し上げが行われ（「知近録」）ついで四年に至つて「甲辰の地分け」（「土地仕分け」とも稱せられる）が行われた。併し對馬藩寛文の地分けには十一年に行われたとする文献もあつて（「口上覺書」「土穀談」等）その兩者、關係を明らかにする必要があるのであるが、今は史料に従つて推定の程度に留めておきたい。

結論から述べるならばこの均田政策の當面の目的は先ず土地兼併の對策であつたこと「口上覺書」に

「富有なる百姓は其村並に隣村の地面を心次第に買取り、貧窮なる百姓は富有なる百姓の作り子に成り、貧富の差別甚く候て、公役を勤候百姓の數段々減じ申たる所にて御座候」

と言へる如くで、貢租を負擔すべき農民が隸農に顛落することによつて生ずる藩財政への脅威を放任し得なくなつたとその事ある所以であつた。

現在の管見では寛文甲辰の地分けは富民によつて兼併された土地を主たる對象としたものであり、寛文十一年に至つて、農民所有の土地全部が公收されたものではないかと考えられる。

即ち「訥庵文章續集」に

「甲辰ニ富民持來リノ地面皆々取上ゲニ成リ、並百姓下百姓マデ大抵地面ヲ同ジ程ツツ請持チケル後ハ」

とあるのは寛文四年の土地公收と分給を示すものであり、同じく陶山訥庵が「口上覺書」に

「寛文十一年に地分有之候節百姓持傳への地面悉く取上げになり、其村の百姓等分に請込候格に相極り候」

と記しているのは寛文十一年の地分けの特質を述べたものと解することが出来る。

要は寛文十一年に至る迄に大規模な土地公收の事業が完結しこゝに至つて始めて普遍的に地分けを行い得たものではあるまいか。後者に關して訥庵は更にその「士穀談」にも更に詳細な解説を行つてゐる。^註

註 是州郷村の田畠木庭ヲ寛文以前ハ百姓ノ物トシ、貧ジキ者ノ

地ヲ貧シカラヌ者ヨリ買ヒ取リテ富民ト成リ、貧民ハ富民ノ

作り子ト成リケルニ寛文十一年ニ至リテ、百姓ノ地ヲ悉ク召

シ上ゲラレ、郷土、郷足輕ノ知行、神社、佛寺ノ知行ヲ村地

ト名ケ、田畠、木庭、上上、上中下ノ處ト、川端山附ノ處ヲ
其ノ村ノ百姓ノ戸數ニ應ジテ、大抵同ジホドニ分ケ、百姓面

々ニ受ケ持チ、郷土モ小知行ナルハ村地ヲ受ケ持テリ

(陶山訥庵「士穀談」)

次に公有地は如何に農民に配分せられたかの問題であるが、これに關して訥庵の「口上覺書」には

「對州の郷村に四十年以前相定り候格、其村々公役を勸候百姓暨ば卅人有之候得ば、其村領分の田畠木庭を卅二三に分け、其内卅は其村の百姓卅人の請込に任り、二ツ三ツは村抱へと名付け、村中差寄り候て同前に致耕作、余計の地に任り置き候格にて御座候（下略）」

とあつて、例えば三十戸より成る農村は村内の土地の總べてを三十二三に分割し、内三十を各戸に分配し、残りは村抱え地として共同耕作を行うのを原則としたようである。「口上覺書」は正徳二年の著作で四十年以前は寛文十一年を指すものである。併し各戸の耕地面積は村毎に多少の相違があつたらしく、その一例は松浦彈正暢守の「桂川答問書」にも見えて居り、この問題は未解決のまま後代に繼承されることになる。^{註一}

この土地分給策は寛文の改革中最も歴史的意義の深いものであり、それが年代の経過に従つて如何に變遷していつたかは興味ある問題であるが、この土地國有制は先ず内部的にはその土地細分化によつて生じた零細農を木庭作に向つて驅り立てる結果となつて對馬^{註一}の農政にとつて最大の課題となるような禍根を残すこととなり外的には禁止された土地賣買が法を無視して行われるに至つて—中には地方役人にして領村の官田を買い取る者さえ現われる—當初は買得された耕地を没收して舊主に歸すことも行われたが、結局この土地公有制は多様な形態をとりながら變質して行つたことが推測される。此の問題に關しては別に具体的史料に基づいて論證することゝしたい。

註一 其節之御分ケ被成様、十間之何村ハ現民三十人御座候得

バ、是を民田三十二被成御分、十一間之何村ハ現民二十五人御座候得バ民田二十五ニ御分ケ被置候故、此村一人之地ハ彼村一人之地トハ多少不同候、是モ中ヲ度リ國中之民田平均ニ致度モノヤト存候。（「桂川問答書」論度田加賦答）

註二 寛文四年甲辰ノ地分ケ以前ハ、田畠モ木庭モ百姓ノ持傳ヘ

ニテ、富民作所ヲ多ク持チ、地主ノ少ナキニテ木庭ノ分レモ少ナカリシニ甲辰ノ地分ケ以後ハ、百姓一同ニ作所ヲ請持チ、木庭ノ分レモ多ク成レリ。

（陶山訥庵「訥庵文章續集」）

寛文甲辰ノ前ハ富民ノ方ニ、並百姓、下百姓勝手ノ支タル時ニ賣レル地面ヲ買聚メ、並百姓下百姓ハ富民ノ作子ト爲

レルユヘ、富民ノ勝手ヲ支ヘナキニテ木庭ヲ明過サズ、作
子ニ差圖して大抵古法ノ通りニ明ケサセ、木庭ヨリ土沙石
ノ流レ下コト少ナカリケルニ、甲辰ニ富民持來リノ地面皆
々取上ゲニ成リ、並百姓下百姓マデ大抵地面ヲ同ジ程ツツ
請持テケル後、凶年ノ作得ノ不足ヲ取り足ストテ、木庭
ヲ段々ト廣ク明ケ、其ノ所ヨリ種子ニ瀧ジテノ出來ハ少ナ
ク成リ、木庭ノ土沙石ノ大雨ノ時ニ流レ下ルコトハ増シ

(陶山訥庵「訥庵文章續集」)

註三 私カニ賣官田ハ御法度事ニ而、三四拾年モ前之事カ、豊崎

ハ買取候者ヨリ御取上被成、不殘本主ニ御還被下、其代銀

大浦權太夫の失脚

寛文の改革は近世の對馬にとつてその藩制確立の礎石となつたものであり、その成果は永く後代に繼承されたのみならず、改革直後の所謂天龍院公時代は對馬の最盛期として今日に記憶されて居る。

然るに改革の指導者はそのプログラムの最初の頁を實現した瞬間に於いて葬り去られねばならなかつた。

この大浦權太夫の悲劇的最後については詳細な史料を欠く爲に從來明確な理由が明らかにされて居らず、殊にこの事件には多分に恣意的な性格を持つ藩主の意志が決定的影響力を持つていた點に於いて、その具体的な事實を把握することは極めて困難である。

併し寛文の改革を明らかにする爲には、その主導的役割を演じた權太夫の人間像とその歴史的環境の究明とは不可欠な問題でなければならぬ。その意味に従いて權太夫失脚前後の史料を中心として、その面から寛文改革の本質を檢討したる。

現在史料の上で權太夫が改革事業から脱落せんとしてゐることが知り得られるのは、土地の公收の行はれた寛文四年の

ハ並之借錢之手形ニシテ、買主ヘ渡タル由、豊崎邊ハ先年
迄ハ、其所メリ居タルニテ可有之候ヘ共、近年ハチト始リ
候歟、然シ伊奈郷之様ニハ有之間敷、仁田ハ公然ト致タル
事ニ而、地面ヲ多少之間賣居不申モノ少ク、肝入ナド之買
候ハマダシモニ而、下知役カ我領之官田ヲ買申候、全様
之輩ハ御吟味之上、地行ヲモ被成御取上候程に殿峻之御法
を不被設候而ハ、御防相成間敷、宜敷御取計様可有之事ト
常に存候事ニ御座候

(「桂川答問書」論貧民私賣官田答)

初頭で、恐らくは藩制改革の反動の爲に權太夫が改革に對する自信を喪失したことがその最大の原因であらう。

先ず以上の事實を物語るものは藤堂高次の宗義眞宛ての書狀で二月廿一日の出來事として冒頭に

「權太夫これへよひ、いかにも念入くわしく申聞候へへとくといかにもよくかてん仕候、唯今の申様にてはいかな

□いつハリハ申ましきと存候」

と述べ次に

「申様年より共ニ申きかせ候へこれへよひ申きかせ候かましにて候はんや

一我等ヲ以□其元へきつとつかひニ仕、年より共ニ申きかせ候かましにて候はんや」

とある。この廿一日に高次が權太夫を膝下に呼んで詳しく申し聞けたと云うのは、藩主義眞に向つて辭意を表明したの

に對して、義眞が高次に慰留説得方を依頼した爲であつたことは、二月廿五日付の權太夫宛ての高次書翰によつて知るこ

とができる。

「一 其方やく義事、ことハリを申候由、對馬守殿御申聞候ニ付我等存候段々たつて申所に、どうしん被申、いつまでも

只今のやく義せひに入可仕候旨申別而満足申候、以來いよく念入可被申事

一 如此ニ對馬守殿我等きわめ申付候上へとかく義申者へこれあるましく候、もし何かと申者候ハ、きつと對馬守殿可

被申事

一 右かたくうけ合申、さ様にも無之候時ハ只今對馬守殿ニやくそく如申候ニ、其方子共せいはい御申付候様ニたつて

對馬守殿ニ □ 候へとハリマ申候條其貳人可被申者也」

第二の書翰によれば高次の權太夫説得は成功したのであるが、更に高次は對島藩の年寄共を直接に召致して申し聞かせるか、或は使者によつて年寄共にその意志を傳達する必要があつた。即ちこの年寄共こそ「何かと申す者」であり、權太夫

及びその事業に對する壓迫者であることが推察される。此の場合權太夫説得の爲には先ず一群の上級武士を抑えることが必要とされたのであるが、その爲には「其方子共せいはい申付けることが必要とされている。文意は審らかではないが、彼の嗣子權之助を大目付に任ずることによつて更に鞏固な絶對的權力を手中に收める必要のあつたことを指すものの如くである。

この事實を裏書きするものが三月十八日に行はれた大小姓連判であつて、權太夫に對する善感の批判が禁壓されているのは以上の様な経緯の一つの結論であつたのである。

聽て藩政の重要な部分から締め出された重臣を中心とする反動勢力の沈黙によつて、改革は更に一步前進し大規模な土地公收が遂行されこれを古來地方知行の上に安住していた上級武士團は最後の打撃を受けた如くに受取つた。

彼等にとつてその知行地は單なる土地そのものではなく、歴史的傳統に基ずくその階級的自尊心の支柱であつた。彼等は百姓並みに土地を剝奪され、百姓並みに貢租を負擔しなければならぬのである。彼等はこゝに於て總力を結集して再び攻勢に轉じ藩主の足下に迫つたものと想像される。^註

註 在郷侍共江古來より子細有而申付置候知行、或ハ朝鮮陣之

時動功之ものへ遣し置候所領、何之差別もなく透と取上百
姓なみつふり銀ヲ申付、地面ヲあて物成を納させ候 下略

一 (前略)在郷侍之知行并從御先祖被下置候御判形分もなく召

上候故、在々何茂及難儀候事。

一 御馬廻知行之義從 前御代地方ニ而被成下候處、御藏前よ

リ以石目渡之候。然共此積リ或過分或不足ニ付而人により
迷惑之事付御扶持取之者も過半御扶助不直して、御扶助直
リ候者同前之役儀相勸候故、是又及迷惑候事。

かくて「權太夫支配」は再び動搖せざるを得ないこととなり、救援が藤堂高次に求められ、その使者平林清兵衛が主君の五月一日付權太夫宛て書狀を持參した時は既に收拾のつかない状態にあり平林は這々の体で對馬を立ち去らなければなら

なかつた。

此の状態は重臣等の潜在的抵抗の表面化と藩主が權太夫に對する信頼を失つたことによつて醸し出されたもので、就中後者にあつては權太夫の主君に對する諫言がその直接の原因の一つであつたと考えられる。

現在推測し得る諫言の内容は、義眞の大酒と浪費に關するものであるが、積局的な性格で未だ血氣の君主が（寛文四年・廿六歳）、このともすれば外力を借りて自由を束縛せんとする臣下に嫌惡の情を懷くよになつたことは權太夫にとつて致命的な蹉跌の端緒をなすものである。

註 一、對馬守殿年若ニ候故、小姓共懇に被致候、加様ニ而ハ

致候故權太夫存候も能主君を持令満足由申候（下略）

金銀等遣すたり多可有之と存、先日異見候へハよく合點被

（藤堂大學書狀）

かつて快く容れられるかにもえた諫言も、今は聞かれず權太夫が四面楚歌となつた時、情勢を察した藤堂高次の使者が來春を期して退陣せよとの指令を齎した。權太夫は最後の頼みとする年來の擁護者に彼の窮狀を訴えんとし、實狀を書記役依忠右衛門に筆記せしめたが、忠右衛門はその一通を秘にかくしこれを老臣に提出した。其の内容が對馬藩君臣上下の非違を列擧したものであつたことは當然と云えよう。

註 前略 先書ニも如申とかく其方やくめ春ハのき可申、其方

くにならぬゆへニきらい申とミへ候 下略

やく仕候内ハ何かと申ふんたへ申ましく候、對馬守殿ため

（七月卅日付藤堂高次筆大浦權太夫宛書狀）

よき様ニ仕候へハ、其殿めんくのてまへもとくのこと

此處に至つて藩主の態度が俄かに硬化したものの如くその意味に於て、この依忠右衛門の權太夫への裏切りは導火線えの點火となつたものと憶測される。

藤堂高次の救援

對馬に派遣した家臣平林の歸着によつて、事態の逼迫を知り得た藤堂高次は、權太夫救援の爲に十九箇條より成る質問

書を對馬の家老等に對して送つて居る。この質問書は對馬の現地に於ける改革に關しては觸れていないが權太夫の業績の全貌を示すものとして注目し値するもので、先ず先代義成の治世以來小身者なるに係らず形大な藩債の處置を行つた權太夫の手腕を認め、納戸銀の操作によつて收益を擧げ、金銀差引き手つかえ無く處置し來つた功績、柳川事件、朝鮮貿易の寄與の無視し得ないこと、を述べ、七箇年間家老等が權太夫の爲す所を無爲に傍觀せることを指摘したものであつた。藩主の意を体した此等の家老等が陳辨これ努めた返書を送つてはいるが、それは殆んど反駁の爲の反駁にすぎず、又九月廿二日重臣等六人の藩主に提出した權太夫に對する取り調べは御尤千萬であり、かくの如き事態を招いたのはひとえに我等油斷に相極り候と云う論旨の言上書も極めて生彩のないものである。

前述した高次の質問書に「權太夫段々無調法之義其方を初め家老共存じ寄り之れ無く、七ヶ年迄差し延べ申し候へ人なしなると權太夫常々申し候」とある如く、老臣に有能なる人物を欠いていたことが、權太夫の活躍を許す要因であつたであらう。

權太夫の刑死

現地を離れた藤堂の救援は隔靴搔痒の憾みを免れず、峻烈な權太夫への追求が開始された。藩の「日々記」によると八月五日頃迄は權太夫が委託された納戸銀の利潤を上納して居るなど平穩な状態であるが、九月に至つて事情は急變した。

註 大浦權太夫拜借仕置候御納戸銀、利をくわえ惣而二千拾六

貫五百七匁一分五厘、内十六貫五百七匁一分五リシハ權太

夫今日上納仕ル、殘ヲ貳千貫目ハ大浦權太夫方へ御渡被置

候間、御商賣ふりまわし、利を附年々ニ差上候様ニと被仰
付
〔「日々記」寛文四年五月八日〕

査察は主として經理面に向けられたことが同じく「日々記」によつて窺われ、十月晦日には聚星院座敷牢に投ぜられるに至るのである。(以下「日々記」に據る)

翌十一月一日には權太夫の四箇の帳箱が運ばれ、十四日には京都堺の商人からの返信が、十七日にはそれ等商人の手代

が到着する。

註 長崎表數年以前より之御借銀之義連日權太夫へ御尋被成候

處申上候ハ、京大阪同然成崩ニ仕置候由常ニ申候故、左様

仕置候哉と被思召上候處、今朝波多野新助ヲ以權太夫へ様

子御尋被成候候へハ、權太夫申候は追付長崎之儀も上方同

然に成崩ニ可申定と存候故、當年罷下候ハ、其通之書物差

上□御見せ被成候條、是も頗而長崎へ壹人差添被申、如何
様共首尾能様ニ可被成思召候、權太夫方より之書物月番寺
田一郎兵衛方へ預ケ被置との御意也

〔「日々記」十月廿八日〕

斯くして得られた資料に基いて文書による尋問が寛文四年十二月末迄行われ、翌寛文五年二月九日大浦權太夫以下六人が「組打首」に處せられたのであるが、同日處刑に先立つて家中侍に對して「大浦權太夫重科之御條書」が示されている。

大浦權太夫重科之御條書

この條書は必ずしも公正なる性格を持つものではないが、その論旨を要約すると、先づその第一に取り上げられたものは所謂年寄共を無視した獨裁に非難の矢が向けられ、嫡子權之助を大目付としたことはその非を隠ささんが爲の策であるとされ、又經理上の私曲、私恩を賣り、恣に氣に入らざる者を罪科に處したと、無根の事實を藤堂高次に傳えんとし顯われたことが列擧されてあるが、改革の結果に關しては在々百姓に對して所務を辛く申し付け、在郷侍の知行と知行關係の文書を召し上げたこと、御馬廻の地方知行を藏前知行に切り換えたことによつて生じた混亂が擧げられている。

この非難に對して權太夫が如何に辯明するかはこの事件の真相を知る上に欠くべからざるものであるが、その意味に於いて彼れがその立場を明らかにする爲、高堂高次に傳えんとして果さなかつた書狀を紹介する必要がある。

この文書は寛文四年十月十七日の日付を有するもので、藤堂家の家臣小野藤右衛門に宛てられて居る。

權太夫が藩債整理に登場する以前に於ける京大阪堺江戸長崎國元之借銀並びに質懸り銀は總計六千百十七貫七百五十七匁餘で、當時家中の年寄共は借銀及び利足の高も知らず負債消却の手立てに關しても何等爲すところを知らなかつたが、

權太夫の努力によつて殘銀は現在千四百九十六貫餘となつてゐる。

更に納戸銀の操作によつて八百六拾八貫餘の利潤を擧げて藩主一家の財政を助け來つた。

老臣共は權太夫の非政によつて町人が行き詰つたと稱するが、町人の窮乏は近年二回の大火に基づくものであり、之れに對しては免稅或は賃銀を興える等の手段によつて救濟策を講じ、且つ藩有の船舶を拂い下げる等町人が改革の爲に被害を受けたものとは信じられない。

農民が權太夫の仕置によつて疲弊したと年寄共の中から申立てであるも近頃の農村調査によれば、農民は近年の仕置を惡いとは考えず、以前は公役の爲に年間四五度も府内に登らなければならなかつたのが、今では漸く七八度に減少したから安んじて耕作に従事し得るし、現物納を金納に切り換えたこと亦農民を幸いしている。

家中馬廻りの者共も以前は地方で漸く五百目六百目宛の貢租を得ているに過ぎなかつたが、現在は約貳貫目を興えられて居り、家中より非難されることは豫想せられない。

年寄等は財政窮乏の現在何故家中への加増を行つたかと論難するけれども、これは從來隠れたる財源によつて實施したものに過ぎず、他國者に五貫十貫と貸與してゐるとの風聞ある彼等の言としては極めて矛盾せるものと言はぬばならないと權太夫は主張する。

權太夫の辯明をみるに經理に關しては數字を擧げ、集注された攻撃に對する反駁も説得力あり條理の通つたものである。藩當局の「一つとして申し開きたる儀これ無く」「首尾合ひ候儀會つてこれ無し」と云うが如き高壓的判決文はこれに比して全く無内容であると言わなければならぬ。史料の上では權太夫が多分に不幸なる犠牲者たる事が明確である。

結 語

對馬藩寛文の改革はその本質と後代への影響の點に於いて、猶檢討の餘地を存し、又問題の深さと錯雜した長い期間に

互る史料の處理を経なければ結論に到達し得ないのであるが、現在迄に得た史料の中で大浦權太夫の失脚に關するものが一應纏まりあるものであると考えられたので、この改革を逆に破綻の面から先づ考察せんとしたものがこの小論である。要するに權太夫の失脚は多分に藩主の感情と云うが如き過然的要素に左右され、現存する史料に乏しい爲にその没落の理由は必ずしも明確でない。

併し權太夫失脚に直接に且つ最も大きく作用したのは、彼が行つた改革その反動であり、彼が周到な準備の後を得た強權が既に能力の限界に達したことが挫折の決定的な理由であつたと信ぜられる。

權太夫登場當時の藩の支配機構は全く弱體で、權臣等は最後迄事態を政争の形に持ち込むことすら爲し得なかつた程度に無力であつた。

而かも權太夫に課せられた役割は早急の措置を要する藩債整理に始まり、檢地―祿制改革の如く兵農分離を意味する重要な問題、更に土地制度の大規模な改革等中世以來累積された、而して對馬藩が近世大名として更生する爲に解決を迫られている問題を處理することであつた。

然るに權太夫は元來大坂藏屋敷の小吏で、最後に於いても高七石の小身者に過ぎなかつたわけであるから、改革の前提として先づ強權の樹立が必要とされ、その爲には十分の努力が拂われたけれども、彼の獲得した獨裁權力の機構は極めて單純にして彈力なきもので、所詮長期に亘つて維持することの困難な性格のものであつた。

この弱體政權が藩主を背景とするとは言え、前人未到の大手術を縦横に開始し、その影響が遂にはその身分的經濟的基礎にも波及するに及んで藩の上士等は遂に反撃の爲に結束したのである。要するに權太夫の爲すところは歴史の否定であり、封建社會の本質と矛盾する性格を持つものである。祖先の勤功によつて傳承し來つた知行地からの移住を強制されることが忍ぶべからざるものであつたことは容易に想像し得られることである。更に權太夫の積極政策によつて、田舎侍等

の經驗の範圍を越えた新しい世界が繰り擴げられことに對する危惧の念も亦切實なものがあつたであらう。彼等によつて書かれた權太夫彈詠の記録に「萬事を取りひろげ華麗なる差引」を行つたことが繰り返し述べられているのは、改革の進行に伴つて現われる彼等にとつて豫測することの出来ない新しい世界に對する恐怖がよく反映している。權太夫は封建社會の支柱たる歴史を否定するものとして葬られなければならない。

次に權太夫の人間像がこの改革に如何に投影されているかを眺めてみたい。前述の如く權太夫の出自は小財吏にすぎず或いは彼はもと大坂通いの小商人であつたとも傳えられるのであるが、要するに彼が改革に關する着想はこの庶民的身分による體験と、上國に在つて時代の氣運を洞察し得たことに基ずくものであると考えられる。

註 淺川伯教氏「釜山黨と對州黨」更に同書には權太夫が貿易

御免の對馬の特典をよく利用し、敏速に種々の貿易を行つ

て収益を擧げたこと、初め干大根を箱に入れ、上に朝鮮人

參を一列に並べ表面を見せ、直ちに嚴封したものを堺、大阪の商人に質入して貿易の資金の獲得を策したと云う所傳が記されている。

權太夫の才幹の本質にはこの小吏根性に基ずく營利的精神が常に結び付いて居り、彼が多く大阪藏屋敷を舞臺として活躍して居るのも、藩庫の資金或は納戸銀を最大限に利殖することを重視していた爲であると思われる。併しこの事實と彼が「山林田畑の利を閉却し末利に走つた」と云われつゝも猶劃期的な土地公有化及び祿制改革の大事業とを並せ行つたことは單純に理解し難いものがあるようである。

改革を推進したものの本質は單數であり、改革そのものは複數である點に於いて此の問題は未解決である。故に今は一つの試論を以て結論としておきたらう。

萬治寛文の時代は全國的な藩制確立の時代であつて、この趨勢は歴史的必然性をもつものであつたことは、同型同程の改革が先進地たると後進地たるとを内はず相ついで行われていることによつて知られる。

例を福岡藩にとるならば寛文に次ぐ延寶元年に給人采地の自分支配が停止され國中物成の平均化が行われて居り^{註二}支藩たる

秋月藩に於いても同年御家中二千石以下の給知分集取立代官が設けられて居る。^註

註一 「黒田新續家譜」 「伊丹家記録」

註二 「長重公御代之記」

又萬治元年柳川藩が知行米を藏米に改めて居る等（「柳川年表」）諸藩が家臣の現地支配を停止して藩直轄地とし、權力の集中を圖りつゝ税源を確保し、且つこれに附隨して諸種の財政建て直し策を實施することは當時の支配的傾向で、云わば此の時代的傾向が權太夫に味方したのであり、且つ改革の方向をも決定したことは疑いを容れざるところである。

更に萬治寛文年代は一般化する内政危機に對應して理想主義的な農政理論が昂揚された時代で、同じく土地均分政策である池田光政の井田法の如きが寛文十一年度に於いて行われていることはその顯著な一例であるが、對馬藩の改革に於いて不安な政權の下に極めて困難なる土地政策が遂行され得たのは、かゝる外力の影響を無視し得ないのであり、この時流に乗ずることによつてはじめて權太夫の改革が可能であつたものと考えられる。

終りに史料の閲覽を許された宗武志氏、對馬に於いて御助力をいただいた鹿島由己先生、津江篤郎畫伯及び九州の近世庶民史料調査を指導され、論文作製の機縁を與えて下さつた森克己博士の諸氏に對して、深く學恩を感謝する。

The Reform of Tsushima Clan 對馬藩 in the 4th year of
Kanbun 寛文 (1664, A. D.)

By M. Higaki.

An epoch-making reform was performed in the Tsushima Clan before and after 1664. The leader, named Gondayū Ōura 大浦權太夫, was only a samurai of a low-birth, but it was he who carried out the nationalization of land for peasants, and the abrogation of governing land and fief-system for samurais. Moreover, he made samurai's payment come directly from Daimyo Treasury. These were all indeed important solutions of fundamental problems in those days. Nevertheless, next year following this reform, Ōura had to resign. Yet his achievements meant not only a solution of problems for establishing the recent feudalism, but also, in its real sense,

an important event to show the direction of the development of Japanese modern history. In this article, I hope to clear up the reason why he had to fall, especially by the materials illustrating its tragical end.